

青梅税務署での受付け・相談

受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)

(土・日曜日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

受付会場 青梅税務署別館

○還付申告は、1月4日(火)から受け付けています。

○還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税が還付となる申告

■日曜日の受付け・相談

青梅税務署では2月20日(日)・27日(日)に限り、日曜日の受付け・相談を行います。

※当日は、国税の領収は行いません。振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

※2月20日(日)は、青梅マラソンの開催に伴い税務署周辺道路が交通規制されるため、税務署駐車場を利用することができません。公共交通機関をご利用してください。

■税務署で確定申告書を作成する方へ

税務署へ来署して確定申告書を作成する方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、便利なパソコンの利用を推奨しています。

税務署のパソコンで作成した確定申告書は、その場から電子送信することができます。ぜひ、利用してください。

市役所での受付け・相談

■青梅税務署員による出張申告相談

給与所得者・年金所得者・事業所得者の確定申告書の作成指導および收受を行います(譲渡所得の相談はできません)。

受付期間 2月1日(火)・2日(水)・3日(木)

受付時間 午前9時30分～11時、午後1時～3時

受付会場 市役所4階大会議室A・B

※当日の混雑状況によって早めに受けを終了する場合があります。ご了承ください。

■税理士会による無料申告相談

小規模納税者や給与所得者、年金所得者の確定申告書の作成指導および收受を行います(譲渡所得の相談はできません)。

受付期間 2月4日(金)・7日(月)・16日(水)

受付時間 24日(木)(土・日曜日を除く)

受付時間

○小規模納税者：午前9時～10時30分、午後1時～3時

○給与所得者・年金所得者：午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室A

■市役所職員による受付け

給与所得者・年金所得者の確定申告書の作成相談および收受を行います。

受付期間 2月8日(火)～3月15日(火)

(土・日曜日、祝日を除く)

※2月8日(火)～15日(火)は、還付申告のみ受け付けます。

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室A

受付けできないもの

○土地・家屋・株式などの譲渡所得

○農業・営業などの事業所得・不動産所得の申告、損失申告、青色申告、住宅借入金等特別控除(所得税)の申告

○過年分の確定申告

※作成済み申告書の提出はできません。

申告の際に持参するもの

1 ページの平成23年度住民税の申告と同じです。

郵送による受付け

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書などの必要書類を添付し、郵送で青梅税務署へ送付してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先(申告する方の住所・氏名)を

記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 青梅税務署

●注意

□にせ税理士に注意を!

税理士資格のない人が税金の相談・申告書の作成などをする場合は法律で禁止されています。注意してください。

●お願い

□申告と納税はお早めに!

所得税の申告と納税は、3月15日(火)までです。期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。

納期限までに納付しない場合は、延滞税のかかる場合があります。

□昨年電子申告を利用した方へ

平成21年分の申告で電子申告(電子送信だけでなく、国税庁ホームページなどで作成し、書面を提出した場合を含む)を利用した方には、申告書は送付しません。平成22年分の確定申告も、引き続き電子申告を利用してください。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22

13185

介護保険サービスを利用していらっしゃる方へ

確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

対象となる場合

■在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険サービスを利用した際の費用（介護サービスに対する1割の利用者負担分）が、控除の対象となります。

- ① 居宅介護支援事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づく在宅のサービスを利用している
- ② 居宅介護サービス計画に、次の医療系サービスのいずれかが含まれている（介護予防サービスを含む）
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 通所リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 短期入所療養介護
- ③ ②のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）
 - 訪問介護
 - 夜間対応型訪問介護
 - 訪問入浴介護
 - 通所介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 短期入所生活介護

※訪問介護の家事援助中心型や支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは、控除の対象外となります。

■介護保険施設に入所している方

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設

「施設介護サービスに対する自己負担額と食費・居住費に係る自己負担額」の合計額の2分の1が控除の対象となります。

- ② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設

「施設介護サービスに対する自己負担額と食費・居住費に係る自己負担額」の合計額が控除の対象となります。

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することになっていきます。

※医療費控除額が記載されていない領収書は、控除の対象なりません。

■問合せ

申告方法や手続きについては：青梅税務署 ☎042-8122-13185 / 介護保険制度（控除対象）について：高齢福祉介護課介護保険係

介護保険料は

社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除として申告することができます。

■問合せ

申告方法や手続きについては：青梅税務署 ☎042-8122-13185 / 介護保険制度（控除対象）について：高齢福祉介護課介護保険係

おむつ代に係る医療費控除の申請

要介護認定資料

「主治医意見書」が利用できます

寝たきり状態や治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の際に主治医が作成し、市に提出されている「主治医意見書（おむつの使用が必須であることの記載があるもの）の写し」、または「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」で、医療費控除の申請をすることができます。

※この「主治医意見書の写し」などは、市役所1階 高齢福祉介護課介護認定係で発行します。

■問合せ 高齢福祉介護課介護認定係